

那覇空港 Premium Gate Lounge のご案内

● 施設及び使用料について

※ 本施設ご使用に際しては、「那覇空港 Premium Gate Lounge 使用規程」を必ずご確認ください。

1	施設名	Premium Gate Lounge (プレミアムゲートラウンジ)	
2	場所	那覇空港旅客ターミナルビル国際線エリア	
3	面積	182.14 m ²	
4	使用可能時間	06:00～22:00 (申込受付時間は、10:00～18:00)	
5	使用料	国内線(出発/到着それぞれ1便あたり)	150,000 円 (消費税別途)
		国際線(出発/到着それぞれ1便あたり)	200,000 円 (消費税別途)
6	機能	CIQ 共用カウンター、専用保安検査場、待合スペース、お手洗い専用駐車スペース (2台)	

● お申込みの流れ

提出書類

〔様式1〕那覇空港 プレミアムゲートラウンジ 使用申込書

受付後、速やかに (予約成立)

使用受付の可否について、レセプションは、運航支援会社へ連絡する。予約成立後は CIQ 各機関へ情報共有する。

申込みは、ご使用日の原則3日前までに！

運航支援会社は、レセプションに施設使用申込を行う。
(メール送信・電話確認)

運航調整は、運航支援会社が実施！

運航支援会社は、自ら当該申込内容に関して、CAB・CIQ 等関係各所と調整を行う。

那覇空港「Premium Gate Lounge」使用規程

(目的)

第1条 この規程は、那覇空港ビルディング株式会社（以下「空港ビル会社」という）が設置する Premium Gate Lounge（以下「本施設」という）について、その使用料及びその他使用条件等、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本施設とは、本施設の使用を希望する者専用のC I Q共用カウンター、専用保安検査場、待合スペース、お手洗い及び専用駐車スペース（2台）、その他付帯設備を指す。

(申込者)

第3条 本施設の使用については、航空運送事業者等からの委託を受け、その活動を支援する事業者（以下、「運航支援会社」）からの申込みに限定する。

(使用申込の受付)

第4条 空港ビル会社は、本施設の使用受付に際し、受付窓口（以下「レセプション」という）を設置する。

2 受付時間は、10時から18時までとする。

(使用申込)

第5条 本施設の使用を希望する者は、運航支援会社を介して、レセプションに申し込むこととする。

2 本施設利用当日までの流れは、次のとおりとする。

(1) 運航支援会社は本施設の利用を希望する場合、自らの責任の下、C A B、C I Q各官庁との運航に関する調整を行う。

(2) 運航支援会社は、「[様式1] 那覇空港プレミアムゲートラウンジ使用申込書」の必要事項を記入の上、メールにて提出し、提出の旨をレセプションに電話にて確認する。申し込みは、使用希望日の原則3日前までとする。

(3) 前号の受付後、レセプションは本施設使用の可否について、運航支援会社へメール返信及び電話にて確認を行う。この時点で、予約は成立したものとみなす。

(4) 到着予定時刻 (E T A) 及び出発予定時刻 (E T D) の確定後、運航支援会社は、レセプション及びC A B、C I Q各官庁等関係各所に連絡を行う。

3 前項第2号の予約成立後、C I Q各官庁等の事情により、本施設を使用できない場合は、運航支援会社は、速やかにレセプションにこの旨を連絡すること。

(駐車場)

第6条 駐車場の使用は、Premium Gate Lounge 使用の時間に準ずるものとし、専用駐車スペースの確保は、原則2台までとし、駐車場から本施設までは、指定された導線を通るものとする。

(保安検査の実施)

第7条 出発便に搭乗するために本施設を使用する場合において、運航機の機長の要望により保安検査を実施するときは、空港ビル会社は空港保安管理規程に基づき、保安検査を実施する。また、必要に応じて荷物の開披検査を行うこととする。

2 運航支援会社の職員が本施設から制限エリアに出る場合には、空港ビル会社は S R A 検査を実施する。

(使用料金)

第8条 第2条に定める本施設の使用料金は、次のとおりとする。

(1) 国内線 出発便・到着便 それぞれ1回につき 150,000円 (消費税別途)

(2) 国際線 出発便・到着便 それぞれ1回につき 200,000円 (消費税別途)

2 空港ビル会社は、前項に定める使用料金について、毎月営業5日目までに消費税を加算した額を運航支援会社に請求する。当該運航支援会社は、請求書発行月の翌月末日までに空港ビル会社の指定する銀行口座にこれらを振り込むものとする。

3 前項の支払いに係る手数料は、運航支援会社の負担とする。

4 使用料金算出において、1円未満の端数が生じた時は、その端数は切り捨てるものとする。

(予約の変更・取消)

第9条 第5条第2項第3号の予約成立後、予約変更又は取消しを行おうとするときは、速やかに、運航支援会社はレセプションにメールにて通知し、この旨を電話にて確認するこ

ととする。

- 2 予約変更又は取消しを希望する場合、レセプションでの確認をもって予約の変更・取消しが確定する。
- 3 前項の予約変更又は取消しを行った場合は、運航支援会社からCAB、CIQ各官庁等関係各所に、この旨を速やかに連絡すること。

(取消手数料)

第10条 運航支援会社が、本施設の使用予定日の前日までに予約取り消しの連絡をした場合は、取消手数料は発生しないものとする。

- 2 運航支援会社が、本施設の予約日当日の90分前までに予約取り消しの連絡をした場合は、取消手数料として使用料の50%を支払うものとする。

使用予定日時の90分前以降の予約取り消しの連絡をした場合や事前に予約取消しの連絡がなかった場合は、使用料の全額を支払うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、空港ビル会社事由等の合理的な理由により、予約成立した本施設の提供ができなくなった場合は、使用料は徴収しないものとする。

(使用の停止)

第11条 空港ビル会社は、次の各号に掲げる場合は、本施設の使用を停止することがある。

なお、この停止により生じた損害について、空港ビル会社は責を負わないものとする。

- (1) 本施設が破損し、又は故障した場合
- (2) 本施設の修繕等が必要な場合
- (3) 関係行政機関の指示又は要請があった場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理上特に必要がある場合

(通告義務)

第12条 運航支援会社は、本施設に異常な箇所を発見した場合は、速やかに空港ビル会社に通告するものとする。

(免責事項)

第13条 天災、地変、その他の災害等、空港ビル会社又は申込者等の責に帰することができない事由によって被った損害については、それぞれ相手方に対し、責を負わないもの

とする。

(損害賠償責任)

第14条 本施設の使用に際し、故意又は過失によって利用者等が施設に与えた損害について、運航支援会社は速やかにその旨を空港ビル会社に通知し、その損害を賠償するものとする。

(守秘義務)

第15条 空港ビル会社は、本施設の提供に際して知り得た利用者の情報について、本施設使用の目的以外に使用すること、また、第三者に提供及び漏洩することをしない。

2 利用者及び運航支援会社は、本施設の利用に際して知り得た保安上の情報について、第三者に提供及び漏洩することをしない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 空港ビル会社は、申込者等が次のいずれかに該当すると合理的に判断した場合は、申込者等に対して何らの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせず直ちに、使用予約の全部又は一部を取り消すことができる。また、これにより損害が生じた場合は、相手方が賠償するものとする。

(1) 次に掲げる反社会的勢力のいずれかに該当する場合

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ等
- ⑥その他前記①ないし⑤に準ずるもの

(2) 前号に掲げる反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次のいずれかに該当する関係を有する場合

- ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- ④その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

(3) 自ら又は第三者を利用して次のいずれかの行為を行った場合

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- ⑤その他前記①又は④に準ずる行為

(4) 自ら又はその役員若しくは従業員が、暴力団等でないことに関する相手方の調査に協力せず、又は相手方に求められた資料等を提出しない場合

(協議)

第17条 本規程に定めのない事項及び本規程各条項の解釈について疑義を生じた場合は、関係者は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

(管轄裁判所)

第18条 本施設の使用に起因する全ての訴訟行為に関しては、那覇地方裁判所を管轄とする。

(適用順位)

第19条 本規程の日本語版と多言語版（英語版、中国語版、韓国語版）に不一致があった場合は、日本語版を優先するものとする。

(準拠法)

第20条 この規程の適用にあたっては、日本語を正文とし、日本法に従い解釈し、この規程に定めのない事項については、日本法を適用する。

附則

この規程は、令和5年5月19日から施行する。

附則

この規程は、令和5年9月21日から施行する。

連絡一覧表

PGラウンジ受付（レセプション）

<u>エアポートトレーディング株式会社</u>	
・ 予約受付専用メールアドレス infopjl@airport-trading.com	
・ 予約受付専用電話（受付時間 10：00 ～ 18：00）	0 9 8 - 8 5 9 4 - 9 2 5 7
・ 緊急時連絡先（対応時間 06：30 ～ 20：30）	0 9 8 - 8 4 0 - 1 4 7 3

CIQ

沖縄地区税関 那覇空港税関支署	TEL 0 9 8 - 8 5 7 - 2 6 7 1 FAX 0 9 8 - 8 5 7 - 2 6 7 4
福岡入国管理局 那覇支局 那覇空港出張所	TEL 0 9 8 - 8 5 7 - 0 0 5 3
那覇検疫所 那覇空港検疫所支所	TEL 0 9 8 - 8 5 7 - 0 0 5 7 FAX 0 9 8 - 8 5 9 - 0 0 3 2
那覇植物防疫事務所 那覇空港出張所	TEL 0 9 8 - 8 5 7 - 0 0 5 4 FAX 0 9 8 - 8 5 7 - 0 1 3 0
動物検疫所 沖縄支所 那覇空港出張所	TEL 0 9 8 - 8 5 7 - 4 4 6 8 FAX 0 9 8 - 8 5 9 - 1 6 4 6